

令和4年勝浦町マラソン議会（若あゆ会議）会議録第1日目

1 招集年月日 令和4年7月13日

1 招集場所 勝浦町役場議場

1 開閉日時及び宣告

開議 7月13日 午前9時30分 議長 美馬友子

散会 7月13日 午前11時11分 議長 美馬友子

1 出席及び欠席議員

○出席議員（10名）

| | | | |
|----|------|-----|-------|
| 1番 | 花房勝一 | 2番 | 相原喜久男 |
| 3番 | 瀬戸直一 | 4番 | 仙才守 |
| 5番 | 美馬友子 | 6番 | 麻植秀樹 |
| 7番 | 松田貴志 | 8番 | 籾公一 |
| 9番 | 国清一治 | 10番 | 井出美智子 |

○欠席議員（0名）

1 会議録署名議員

| | | | |
|----|-------|----|-----|
| 2番 | 相原喜久男 | 8番 | 籾公一 |
|----|-------|----|-----|

1 地方自治法第121条第1項により説明のために出席した者の職及び氏名

| | | | |
|----------|-------|-----------|------|
| 町長 | 野上武典 | 副町長 | 山田徹 |
| 教育長 | 市川公雄 | 政策監 | 春木達也 |
| 総務防災課長 | 中瀬弘晴 | 企画交流課長 | 寺尾由美 |
| 税務課長 | 藤井小百合 | 住民課長 | 後藤信之 |
| 福祉課長 | 長友清美 | 農業振興課長 | 上村和也 |
| 建設課長 | 海川好史 | 上下水道課長 | 大上誉司 |
| 会計管理者 | 正瑞美佳子 | 教育委員会事務局長 | 石木正昭 |
| 勝浦病院事務局長 | 笠木義弘 | | |

1 職務のため出席した者の職氏名

事務局長 松本博文

1 議事日程（第1号）

開議宣言

日程第1 諸般の報告

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第3 議会運営委員会所管事務調査報告

日程第4 議案第1号 旧国民健康保険勝浦病院解体工事請負契約の締結について

日程第5 議案第2号 令和4年度勝浦町一般会計補正予算（第3号）について

日程第6 議案第3号 令和4年度勝浦町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

日程第7 議案第4号 令和4年度勝浦町簡易水道事業会計補正予算（第1号）について

日程第8 報告第1号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）

日程第9 報告第2号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）

日程第10 議員派遣について

1 本日の会議に付した事件

日程第1から日程第10まで（第1号）

1 会議の経過

別紙のとおり

~~~~~

午前9時30分 開議

○議長（美馬友子君） それでは、ただ今から、令和4年勝浦町マラソン議会若あゆ会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元へ配布のとおりでございます。

~~~~~

○議長（美馬友子君） 日程第1、諸般の報告を議題といたします。

会議等への出席状況を報告いたします。

6月25日、26日と、東京都で開催された、関東阿波かつうら会第24回総会に、国清議員と私が出席いたしました。

次に、法第121条第1項の規定により、説明者として出席を求めたのは、野上町長のほか、お手元に配布の出席要求書のとおりでございます。

続いて、今年度から会計管理者となられております、正瑞会計管理者から御挨拶をいただきます。

よろしく願いいたします。

○会計管理者（正瑞美佳子君） 4月1日に会計管理者を拝命しました正瑞でございます。

初めての会議ですので、大変緊張しているところではございますが、与えられた職務を全うできますよう、一生懸命努力したいと考えております。至らぬ点多いかと思いますが、御指導いただきますよう、よろしくお願い致します。

○議長（美馬友子君） ありがとうございます。公金の安全で効率的な運用に努めてほしいと思います。

以上で、諸般の報告を終わります。

~~~~~

○議長（美馬友子君） 次に、日程第2、会議録署名議員の指名を議題といたします。

会議録署名議員は、会議規則第128条の規定により、議長において指名いたします。

令和4年勝浦町マラソン議会若あゆ会議における会議録署名議員は、3番瀬戸議員、9番国清議員の両名を指名いたします。

~~~~~

○議長（美馬友子君） 次に、日程第3、議会運営委員会所管事務調査報告を議題といたします。

議会運営委員会調査結果の報告を求めます。

国清議会運営委員長。

○議会運営委員長（国清一治君） 議会運営委員会から報告いたします。

7月6日に議会運営委員会を開催し、若あゆ会議の日程等について協議を行った結果、本日提出議案のうち、議案第1号を第三読会まで、その他の議案を第一読会まで、25日、27日の2日間を一般質問、29日に議案審議といたしますので、御協力お願いいたします。

なお、この若あゆ会議から、今会期終了日までに行われる会議における全ての第一読会において、会議規則第52条にある、議長が議員として質疑を行うときは、会議規則第53条にある、自由討議と同様に議長席で行うことと決定いたしました。

以上、報告といたします。

○議長（美馬友子君） ただいまの議会運営委員長の報告に、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美馬友子君） それでは、議会運営委員会所管事務調査報告を終わります。

~~~~~

○議長（美馬友子君） 次に、日程第4、議案第1号、旧国民健康保険勝浦病院解体工事請負契約の締結についてを議題といたします。

これより第一読会を開きます。

町長から、開会の挨拶並びに議案第1号についての趣旨説明を求めます。

野上町長。

○町長（野上武典君） 挨拶の前に、7月8日に青天のへきれきとしか言いようのない、起こり得ない事件でお亡くなりになりました安倍晋三元内閣総理大臣の御冥福を心からお祈り申し上げます。

改めまして、おはようございます。

本日は、勝浦町マラソン議会若あゆ会議を開会いたしましたところ、議員各位におかれましては、何かと御多用のところ御出席を賜りまして深く感謝いたします。

前回の6月会議からまだ20日余りしか経過していないのに、様々な行事や出来事、事件があり、社会情勢が目まぐるしく変化したように感じられます。

6月22日には参議院議員選挙の公示があり、3回目の徳島県と高知県の合区選挙となりました。

憲法改正をはじめ、世界平和、コロナ対策、原油価格や物価の高騰など、大きな課題が山積する中で、過疎化や子育て支援、経済対策など、日々の暮らしに関わる問題への焦点がぼやけてきたのではないかと心配するところでございます。

さらに、冒頭でも申し上げましたが、選挙演説中の安倍元内閣総理大臣が、明確な根拠がない怨恨から、暴漢の凶弾に命を落とすという事件は、政治の世界だけでなく、社会全体に強い衝撃が走りました。

コロナ禍や物価上昇などによる世相不安、賃金や雇用問題、希薄になる人と人との触れ合いなど、そういった状況下で追い詰められた感情や屈折した考えを抱くことがないように願うばかりでございます。

6月には、関東阿波かつうら会の総会が3年ぶりに開催され、久しぶりに懐かしい顔を拝見することができました。しかし、ふるさと会もコロナの影響と高齢化のため、維持運営や事業内容を縮小せざるを得ない状況となっております。このような状況ではありますが、出席者全員がふるさと会は続けていくという強い方針に賛同されましたので、安心しているところでございます。

朗報もありました。7月2日には、日本最古級のイグアノドンの尾椎化石がほとんど欠けることなく発見されました。歯の化石は今まで多く発見されてきましたが、骨の化石は3年目ということで、今後の調査が大変楽しみになってまいりました。

これがはずみとなって、7月16日から開催いたします、阿波かつうら恐竜フェスティバルがにぎわうことを大いに期待いたします。

それでは、本会議に上程いたしております議案につきまして、御説明申し上げます。

議案第1号は、旧国民健康保険勝浦病院解体工事請負契約の締結についてでございます。

これは旧勝浦病院の解体に係る工事請負契約の相手方を定め、その者と契約を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例、第

2条の規定によりまして、町議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては、担当課長から説明をいたさせますので、御審議いただき御決議賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

どうかよろしく申し上げます。

○議長（美馬友子君） 町長の説明が終了いたしました。

続いて、議案第1号について詳細説明を求めます。

笠木勝浦病院事務局長。

○病院事務局長（笠木義弘君） 議案第1号について、説明させていただきます。

旧国民健康保険勝浦病院解体工事請負契約の締結について、次のとおり工事請負契約を締結する。契約の目的は、旧国民健康保険勝浦病院解体工事でございます。工事箇所が勝浦郡勝浦町大字棚野。契約の方法、指名競争入札。契約の金額、1億4,421万円。契約の相手方、徳島県勝浦郡勝浦町大字生名字東37番地、有限会社勝水工業、代表取締役尾花幸子でございます。

以上でございます。

○議長（美馬友子君） 以上で詳細説明は終了いたしました。

これより詳細質疑を行います。

議案第1号について質疑はありませんか。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美馬友子君） ほかに質疑がないようですので、お諮りします。

議案第1号を第二読会に付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美馬友子君） 異議なしと認めます。

本件は第二読会に付することに決定いたします。

これより、第二読会を開きます。

第二読会における議員間の自由討議を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美馬友子君） 異議なしと認めます。

それでは、これより総括質疑を行います。

議案第1号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(美馬友子君) 質疑なしと認めます。

以上で総括質疑を終了いたします。

お諮りします。

議案第1号を第三読会に付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(美馬友子君) 異議ありませんので、本件は第三読会に付することに決定いたします。

これより第三読会を開きます。

議案第1号について、討論と採決を行うことに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(美馬友子君) 異議ありませんので、討論と採決を行うことに決定いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(美馬友子君) 討論なしと認めます。

これより採決を行います。この採決は起立によって行います。

本件を原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(美馬友子君) 賛成者多数と認めます。したがって、議案第1号、旧国民健康保険勝浦病院解体工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長(美馬友子君) 次に、日程第5、議案第2号令和4年度勝浦町一般会計補正予算(第3号)についてから、日程第7、議案第4号令和4年度勝浦町簡易水道事業会計補正予算(第1号)についてまでを、一括して議題といたします。

これより、第一読会を開きます。

町長から、議案第2号から議案第4号まで一括して趣旨説明を求めます。

野上町長。

○町長（野上武典君） 議案第2号は、令和4年度勝浦町一般会計補正予算（第3号）についてでございます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ6,118万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を41億1,997万8,000円とするものでございます。

議案第3号は、令和4年度勝浦町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ10万円を追加し、歳入歳出予算の総額を6億9,993万2,000円とするものでございます。

議案第4号は、令和4年度勝浦町簡易水道事業会計補正予算第1号についてでございます。

収益的収入及び支出の予定額について、水道事業収益のうち、営業収益を3,300万円減額し、営業外収益を3,300万円追加するものでございます。

詳細につきましては、それぞれ担当課長から説明をいたさせますので、御審議いただき、御決議賜りますようお願い申し上げます。

よろしく申し上げます。

○議長（美馬友子君） 町長の説明が終了いたしました。

続けて、関係各課長から詳細説明を求めます。

まず、議案第2号の全体説明と総務防災課関係について、中瀬総務防災課長。

○総務防災課長（中瀬弘晴君） 皆様、改めましておはようございます。

議案第2号、令和4年度勝浦町一般会計補正予算（第3号）について、全体説明と総務防災課の詳細説明をさせていただきます。

第1表、歳入歳出予算補正、14款国庫支出金、2項国庫補助金4,503万2,000円、19款繰越金、1項繰越金1,615万3,000円、歳入合計6,118万5,000円。

続きまして、歳出の部でございます。

2款総務費、1項総務管理費80万円、3款民生費、1項社会福祉費1,271万2,000円、4款衛生費、1項保健衛生費3,500万円、9款教育費、2項小学校費103万7,000円、同じく9款教育費、3項中学校費47万4,000円、5項学校給食費1,116万

2,000円、歳出合計6,118万5,000円。

歳入歳出それぞれ補正後の額、41億1,997万8,000円でございます。

続きまして、総務防災課の詳細説明をさせていただきます。

総務防災課事業でございます。

ウェブ会議等環境整備事業、2款総務費、1項総務管理費、1目の管理費でございます。

目的でございますが、コロナ禍において増加するウェブ会議等について、円滑な環境を整備し、DXの推進を図ることとさせていただいております。

事業概要でございますが、同じくウェブ会議が標準となりつつあり、回数の増加に伴いウェブ会議が可能な場所が十分とは言えない状況でございます。また、オンデマンド研修も増えており、隙間時間を使った受講や場所を選ばず受講できる環境の整備が必要となっております。以上のことから、図書館2階視聴覚室でのインターネット環境整備及びウェブ会議用PC等端末を整備するものでございます。

事業費でございますが80万円でございます。事業費の中身でございますが、環境整備について26万4,000円、それから端末整備等53万6,000円でございます。

それから、4款衛生費、1項保健衛生費、4目環境総務費、27節繰出金でございます。

こちらのほうは、簡易水道事業会計への繰り出し、3,300万円でございます。

事業の中身につきましては、簡易水道事業会計のほうで説明をさせていただくこととしております。

説明につきましては、以上でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（美馬友子君） 続いて、議案第2号について。

後藤住民課長。

○住民課長（後藤信之君） おはようございます。

議案第2号、令和4年度勝浦町一般会計補正予算（第3号）の住民課関係につきまして、御説明を申し上げます。

住民税非課税世帯への臨時特別給付金事業についてでございます。

令和3年度住民税非課税世帯に10万円の給付金の支給を行いました。これを令和

4年度住民税非課税世帯にも追加交付するものでございまして、事業内容も同様のものとなっております。

事業の目的は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した方々に対し、速やかに生活、暮らしの支援を行うこととございます。

事業概要は、令和4年6月1日の基準日において、世帯全員の令和4年度の住民税均等割が非課税である世帯の世帯主。そのほか、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、家計が急変し、非課税世帯と同様の事情にある世帯の世帯主に対し、1世帯につき10万円を支給するものでございます。

対象は100世帯を見込んでいます。

支給方法は、対象となる非課税世帯の中で、令和2年度の定額給付金を支給したときと世帯主が同じ世帯には、町から案内チラシと確認書を送付します。

対象者の方は、確認書で世帯全員が住民税非課税であること、令和2年度の定額給付金の金融口座に振り込むことなどの確認、チェックをしていただき、町に確認書を返送いただきます。町は確認書を元に、指定された金融機関の口座に給付金を振り込むものでございます。

令和2年度の定額給付金を支給したときとは世帯主が異なる場合などは、確認書にその旨記入をしていただき、給付金を支給することになります。

御注意いただく点としては、令和4年度非課税世帯であっても、令和3年度給付金を受給した世帯は対象外となります。給付は1回しか受けられないということとございます。

事業費は給付金、給付費として1,000万円、システム改修委託料として170万5,000円、人件費として補助をお願いする会見年度任用職員の人件費77万3,000円。

その他として、通信用紙などの消耗品費、封筒制作費、郵送代、口座振替手数料など、23万4,000円とございます。

財源としましては、町の住民税非課税世帯への臨時特別交付金を充当することとしております。

交付のスケジュール予定ですが、7月補正予算成立後にシステム改修等を実施し、確認書送付、8月下旬を目指してまいります。

住民課関係の一般会計補正予算といたしましては、以上でございます。

よろしくお願ひいたします。

○議長（美馬友子君） 続いて、議案第2号について、石木教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（石木正昭君） おはようございます。

教育委員会から、議案第2号、令和4年度勝浦町一般会計補正予算（第3号）について、詳細説明をさせていただきます。

教育委員会からは、今回3つのマネジメントシートによる補正予算をお願いします。

1点目でございますが、新型コロナウイルス学校施設感染予防事業となります。

生比奈小学校、横瀬小学校、水道蛇口交換工事でございます。

新型コロナウイルス感染症等の感染予防対策として、手洗い、うがいを徹底しておりますが、その際に既存の蛇口では手指を使って開閉するということになることから、ウイルス等の感染が心配されます。今回の工事によりまして、手指を使わずに、手の甲や肘での開閉が可能なレバー式のハンドルの蛇口に交換し、感染を防止したいと考えています。実物としまして、今お手元にあるとおり、写真、こんな格好での蛇口への交換というふうに考えております。

交換場所でございますが、校舎各階の廊下にあります手洗い場等、特に使用頻度の高い箇所を考えており、蛇口の個数でございますが、生比奈小学校が46個、横瀬小学校が35個の交換というところで予定をしております。

スケジュールでございますが、8月から9月にかけて、工事業者のほうを選定し、10月中の完成を目指したいと考えております。

2点目の事業でございますが、こちらも新型コロナウイルス学校施設感染予防事業となります。

勝浦中学校水道蛇口交換工事になります。先ほど御説明しました小学校の工事と同様の工事ということになります。

交換場所でございますが、生徒の利用の多い調理室等の特別教室や体育館のトイレを考えております。

蛇口の個数につきましては、37個の交換を予定しております。

スケジュールについてでございますが、こちらも小学校同様8月から9月にかけて業者を選定し、10月中の完成を目指したいと考えております。

3点目でございます。

新型コロナウイルス感染症給食費助成金であります。

新型コロナウイルス感染症拡大により、経済的負担を抱えました小、中学校の保護者に対しまして、9月1日から3月24日までのいわゆる2学期、3学期の給食費を助成することによりまして、保護者の経済的負担軽減を図り、子育て支援の推進を図るものでございます。

2年前にもこうした取組を行っておりますが、スケジュールとしましては、来年の3月に各個人の給食費の金額が確定後、あらかじめ決定しております代表者の方に補助金申請をしていただき、補助金交付という格好で、ちょっと2年前の動きを参考に事業を進めていきたいと考えております。

算定根拠としましては、小学生では1食300円給食費になっておりますので、300円の185人分の129食ということで715万9,500円、中学生では1食330円の94人分の129食というところで400万1,580円、合計1,116万2,000円の補正額となっております。

続きまして、予算書に戻りまして説明をさせていただきます。

まず、生比奈小学校、横瀬小学校水道蛇口交換工事でございます。

9款教育費、2項小学校費、1目学校管理費で、14節工事請負費、説明1の工事請負費103万7,000円を計上しております。

こちらの財源でございますが、補正額103万7,000円のうち、69万2,000円をいわゆる新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当し、残金の34万5,000円は一般財源となります。

続きまして、勝浦中学校水道蛇口交換工事でございます。

9款教育費、3項中学校費、1目学校管理費、14節工事請負費、説明1の工事請負費47万4,000円を計上しております。

財源でございます。

こちらのほうにつきましても、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当しますが、これが31万6,000円というところで、残金の15万8,000円は、一般財源となります。

最後に新型コロナウイルス感染症給食費助成金でございます。

9款教育費、5項学校給食費、2目調理加工費、18節負担金、補助金及び交付金、

説明768の新型コロナウイルス感染症対策給食費助成金1,116万2,000円を計上しております。

財源でございますが、補正額1,116万2,000円のうち744万5,000円、こちらのほうを新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当し、残金の371万7,000円は一般財源としております。

以上、教育委員会からの詳細説明とさせていただきます。

御審議いただき、御決議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（美馬友子君） 続いて、議案第3号について、藤井税務課長。

○税務課長（藤井小百合君） おはようございます。

議案第3号、令和4年度勝浦町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、説明をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対し、傷病手当金を支給するための経費でございます。

勝浦町国民健康保険に加入し、給与などの支払いを受けている方が、新型コロナウイルス感染症に感染または発熱などの症状があり、感染が疑われ、療養のために3日連続して仕事を休み、4日目以降も仕事を休んだことにより、休んだ期間に対する給与などの全部または一部の支払いを受けることができない場合に、申請により傷病手当金を支給するものでございます。

歳入の予算科目は、3款国庫支出金、1項国庫補助金、2目特別補助金の災害等臨時特例補助金（新型コロナウイルス感染症対応分）です。

歳出の予算科目は、2款保険給付金、6項傷病手当金、1目傷病手当金です。それぞれ10万円の増額補正をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（美馬友子君） 続いて、議案第4号と議案第4号に関連する議案第2号について、大上上下水道課長。

○上下水道課長（大上誉司君） 議案第4号、令和4年度簡易水道事業会計補正予算（第1号）と関連する議案第2号の詳細説明を説明させていただきます。

最初に、簡易水道事業料金減免事業でございます。

事業の目的といたしましては、コロナ禍において、原油価格の高騰、物価高騰に伴

い、経済負担が増している住民、事業者への支援、水道料金の全額免除でございます。

事業の概要といたしましては、水は日々の生活で絶対に必要なものであり、重要な生活基盤の一つでございます。現在、住民はコロナ禍において、原油価格の高騰、物価高騰に直面し、経済負担が増しており、生活への不安も増しております。そのため、住民の不安を少しでも解消するため、また住民が一律に安心して水が飲めるという目的で、生活に最低限必要な水を飲むことができるという視点で公平性を保ちたいと考えまして、今回の制度を作成いたしました。

実施機関といたしましては、令和4年7月検針から令和4年12月検針までの6か月間でございます。

積算根拠といたしましては、前年度の使用量に基づき、今年度料金改定がある分を加算いたします。その後、10%程度の増加を見込みまして、水道料金6か月分3,300万円を算出いたしました。公共機関は減免の対象外といたします。

予算のイメージといたしましては、水道料金が減少いたしまして、この減少分を一般会計の補助金で補うということでございます。

事業実施内容といたしましては、8月の広報、またホームページを活用して、事業を周知させていただき、7月分の検針分から、12月分までの分は各地区の検針結果、使用量を集計後、一般会計より繰入れを予定しております。

続きまして、簡易水道未普及地域料金支援事業でございます。

こちらは一般会計のほうで実施いたします。

4款1項4節環境総務費でございます。

事業の目的といたしましては、こちらもコロナ禍において原油価格の高騰、物価高騰に伴い、経済負担が増している住民、事業者への支援でございます。

事業概要といたしましては、簡易水道では期間を決め、料金減免を予定しておりますが、未普及地域の方々にも同様の支援を予定しております。

まず、何人かで組合を設立し、水道料金を集められている方については期間中全額支援いたします。次に、個人で水道の供給を実施されている方は、月額2,000円掛ける月数で支援をいたします。最大1万2,000円となります。

支援期間といたしましては、こちらも令和4年7月から令和4年12月までの6か月

間といたします。

支援の内容といたしましては、組合を設立し、水道料を徴収している方々は、一律全額交付といたします。戸別及び事業で水道を調達している方は、月額2,000円掛ける月数を支援いたします。

予算根拠といたしましては、1組合が平均15万円と想定し、掛ける8件で120万円、個人が1万2,000円掛ける67人で80万円、合計200万円の事業費でございます。

財源といたしましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充當したいと考えております。

事業内容といたしましては、こちら8月に広報、ホームページを活用し、事業周知をしたいと考えております。また、7月から12月の間にかけて、申請を受け付け、支援金を給付していく予定でございます。

以上でございます。

○議長（美馬友子君） 以上で、詳細説明は終了いたしました。

これより詳細質疑を行います。

まず、議案第2号について、質疑はありませんか。

相原議員。

○2番（相原喜久男君） 議案第2号、一般会計補正3号のちょっと質問3点ぐらいします。

1つは、総務防災課関係で図書館2階にインターネット環境整備するというふうに書いてます。で、これ、LAN配線が今、多分ないんだろうと、LAN配線してWi-Fiなんかもつけるのかどうか、これが1点目です。

それから、2点目は、教育委員会関係で、小、中学校にねじる形でなしに、レバー式の蛇口をつけるというんですけど、全国と県内、他校の状況というのは、こういう動向になってるんでしょうか。

それから、3つ目が福祉課関係で、コロナ感染された方に補助すると、この10万円の計算基礎。

○議長（美馬友子君） 3号は、質問をさせてもらおうと思ってるんで。

○2番（相原喜久男君） すんません、じゃ、その総務防災課と教育委員会のほう、お願いします。

○議長（美馬友子君） 今の10万円の税務課の質問やな。今日、福祉課はないんよ、ありません。ごめん、住民課の10万円のほうだったんですか、すいません、相原議員、失礼しました。非課税の分ですか、ごめんなさい、国保の傷病手当てかと思った、ごめんなさい。

○2番（相原喜久男君） これは住民課のほう、すいません。

○議長（美馬友子君） すいません、続けてください、失礼しました。

○2番（相原喜久男君） 住民課でした、失礼しました。ちょっとややこしいな。ちょっと3点目は、後でもう一度します。この2点、先お願いします。

○議長（美馬友子君） 中瀬総務防災課長。

○総務防災課長（中瀬弘晴君） 図書館2階につきましては、ケーブルテレビ系のインターネットへの接続も可能となる予定でございますので、W i - F i 環境の整備等も、これで整備する予定とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（美馬友子君） 石木教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（石木正昭君） 今回のレバーですが、全国的にやっぱりちょっと、どっちかというふうに動きが始まったと聞いております。ほんでちょっと具体的に、私も詳細はちょっとつかめてないんですが、お隣、小松島市では、どうも既に導入済みということで聞いております。

以上でございます。

○議長（美馬友子君） 相原議員。

○2番（相原喜久男君） じゃ、その図書館のほうなんですけど、KKCATVを入れる、そのネットでLAN配線とW i - F i を入れる、で、これは自由にセキュリティはある程度すると思うんですけど、一般に使えるというような形にするんでしょうか。お願いします。

○議長（美馬友子君） 中瀬総務防災課長。

○総務防災課長（中瀬弘晴君） 議会等のタブレット端末等は利用可能になるものと思っておりますが、個人のパソコン等を利用するような環境ではないというふうに考えております。

以上でございます。

○2番（相原喜久男君） はい、分かりました。

○議長（美馬友子君） ほかに質疑ありませんか。

花房議員。

○1番（花房勝一君） 今回のウェブ会議等環境整備事業についてですが、事業の概要等の中で、今、ウェブ会議が可能な場所が十分とは言えない状況って、今、現在どれぐらいこれできる状況の施設があるのかということと、端末整備等の中にスマートフォンというのがあるって、スマートフォンとかは何に使うのかどうか、この2点お願いします。

○議長（美馬友子君） 中瀬総務防災課長。

○総務防災課長（中瀬弘晴君） 現在、ウェブ会議等環境整備につきましては、庁舎内等は可能ではあるんですが、部屋等、十分落ち着いて会議等ができる場所が限られておるところでございます。ウェブ会議等の環境整備につきましては、ウェブ会議用PCモニター、集音マイクを令和2年度に、それから、ウェブ会議用個室整備、ウェブ会議用PC、取付けの部分を令和3年度に整備してるところではございます。今回、図書館のほうに十分に活用できる2階の視聴覚室が活用できないということで、そちらのほうに整備するものでございます。

合わせて、パソコン、それから 아이폰、スマートフォン等につきましては、ウェブ会議用のPCはちょっとオンデマンド研修等にタブレットとかスマートフォン等を活用するというふうな目的とさせていただいております。

以上でございます。

○議長（美馬友子君） 花房議員。

○1番（花房勝一君） 分かりました。

○議長（美馬友子君） ほかにありませんか。

仙才議員。

○4番（仙才 守君） 住民課の10万円というやつなんですけど、1,000万円を予定してますね。これ、ほかの人からも聞かれるかなと思うんですが、1,000万円配るのに250万円ほど使うというような予算になっております。いつもこんな形なんですけど、これ、そういう理解でいいんですか、まず。

○議長（美馬友子君） 後藤住民課長。

○住民課長（後藤信之君） 結果としては、そういうふうな形にはなりますので、そういうことにはなると思います。

以上です。

○議長（美馬友子君） 仙才議員。

○4番（仙才 守君） 1,000万円の配るのにね、250万円かかりますというのが、妥当なのかどうかという検討はしたんですかね。ほかに方法はないんですか。

○議長（美馬友子君） 後藤住民課長。

○住民課長（後藤信之君） 今回の場合も、10分の10の補助があるというところで、国の補助があるというところで考えました。

○4番（仙才 守君） しょうがないと言えば、しょうがないんですけど、ちょっと理解を、住民理解を得にくいような案件でないかというふうに強く思います。これは、私なんか考えて、ほかに方法があるんじゃないか、あるいは別の事情があってこれだけお金使わないかんのかって、ちょっとよく分からんのですけどもね。補助金があるからというのは、答弁として妥当なのかどうかというふうに思います。疑問に思ったけど、賛成しなしょうがないのかなと思とるけど。

それから、一番最後に水道とかいうの全部あるんで、それが終わった後で1つ質問したいというふうに思います。取りあえず、一旦置きます。

○議長（美馬友子君） 国清議員。

○9番（国清一治君） 学校の蛇口のことで、私もちょっと疑問を持つとんやけど、コロナ対策もここまできたかという感じがするんですけど。これって、学校現場から要望があったのか、教育委員会サイドで考え抜いて決めたんか、まず、そこはどんなんですか。

○議長（美馬友子君） 石木教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（石木正昭君） 基本的には、ちょっと学校現場のほうから、こういう提案がございまして、教育委員会で検討したところでございます。

以上でございます。

○9番（国清一治君） 学校現場の要望ってことやな。僕が思うのは、蛇口が、ほな使い便利からいうて、これ手の甲とか肘で動かすんでしょう。それがもともとの学校教育に僕は適当でないと思うんやな、こういうマナーというか、礼儀からいうて。家

でもそんなことせんと思うんやけど、まあ、ないし。公衆トイレやったら、不特定多数が利用するんやけど、私はまだ見たことない、ほんなレバーのトイレは。水道の蛇口って、よく故障するんやな、水漏れが出てくる。多分、これは非常に故障しやすいと思う。

これ、もう付け替えたら、多分もう替えんということでしょう。そやけん、今のよりは、今あるよりもこのレバーのほうが、コロナの関係は別にして、便利になるんか、便利でないんかは、どうなんですか。レバーにしたほうが便利なんですか。

○議長（美馬友子君） 石木教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（石木正昭君） ちょっと、便利と言われたら、ちょっとあれなんですけど、今回はあくまでもコロナ対策という目的で今回の工事は考えております。

○9番（国清一治君） ほなけど、もうトイレは戻さんでしょう。コロナが収まっても、替えることはないでしょう。

○教育委員会事務局長（石木正昭君） その予定はないです。

○9番（国清一治君） ほなけん、ここまでコロナ対策もせないかんのかと思って、ほかにもっとすることあるんじゃないんかいなと思うんでね。多分、ほかの人ももしかしたらあるんちゃうかなと思うんやけど。公衆トイレにしたって、こんなところ見たことないですけど。学校から出てきたんやな、これはどっかの学校という意味で、この小、中学校、全部出てきたんですか、要望が。

○教育委員会事務局長（石木正昭君） はい。小、中学校とも全部出てきてます。

以上でございます。

○議長（美馬友子君） 井出議員。

○10番（井出美智子君） 私は、最近、菓子加工とかいろんなものの加工施設の設置の基準が水道の蛇口に替わってきてるんです。手洗い器の指先の再汚染を防止するために、手を触れずに水を止める行動というのが求められてるので、だから再汚染を防ぐ立場で、これに替えるのではないかなと思って理解してます。

以上です。

○議長（美馬友子君） この件で、私からも1つ。

レバー式も、これから多分こんな方向性に行くと思いますけど、非接触型って、指

を差したら自然に水が出るというんと比較して、値段的にはどんなんでしょうか、価格格的に。

石木教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（石木正昭君） 非接触型というのは、電気が関係してくると思います。後々の電気代を考えましたら、やはりこちらのほうがちょっと安価かなというところで考えております。

○議長（美馬友子君） 価格比較をしたんかどうかということ、太陽光も設置しとんでね。

○教育委員会事務局長（石木正昭君） ちょっとすいません、金額の具体的な比較というのはしてません。電気代をちょっと考えての選択でございます。

○議長（美馬友子君） 非接触型かレバー式かって、どっちかと思うんで、そりゃ価格比較はしとったほうがよかった、いい提案だったかも分からんというのが、よく分かってよかったんではないかなと思いますけど。

ほかにありませんか。

相原議員。

○2番（相原喜久男君） 先ほどのちょっと思い出したんで、住民課のあれって、たしか昨年年末ぎりぎりまで、たしか非課税世帯の給付があったと思うんですよ。それ以外で、この6月1日現在で、100件ですか、10万円ずつということなんですけど、今年度、今年最初にお配りした実績というのを、あれ、たしか600人、800人か850人の計画だったんですけど、その実績はどんなんでしょうか。それと、それも対象外になるんで、さらに、それに100件というの、これどういうふうにかんがえていいんでしょうか。

○議長（美馬友子君） 後藤住民課長。

○住民課長（後藤信之君） 令和3年度の給付の世帯数でございますけれども、676世帯に支給をいたしております。それで、4年度に100世帯の根拠ということだと思っておりますけれども、3年度に回収を行っていただきましたシステム回収業者にも見積りをいたしまして、家計急変世帯、それから転入世帯の対象者が10件程度と見込んでおりまして、あとの90件が住民税非課税世帯というふうなことで100件と見積もっております。

以上です。

○議長（美馬友子君） 相原議員。

○2番（相原喜久男君） ちょっと、その説明、もう一度してもらえますか、ちょっとよく聞き取れなかったんで、その100件の内訳を。

○住民課長（後藤信之君） 3年度のシステム改修を行っていただきました業者に見積りを行いまして、家計急変世帯及び転入世帯が10件程度、それから住民税非課税世帯が90件ということで、合計100件ということで見積りをしております。

以上です。

○2番（相原喜久男君） 結構です、はい、分かりました。

○議長（美馬友子君） ほかにありませんか。

松田議員。

○7番（松田貴志君） 教育委員会のほうで、給食費の無償化という部分で、子育て中の家庭に対して、様々なサポートの仕方があると思うんですけど、あえて、今回、この給食費にした理由というのを教えてください。6月議会であったように、高校生等には10万円の現金の給付という部分があったと思うんです。そういった部分も踏まえて、過去にも商品券等の、2年前の5月でしたか、商品券の配布、ゴールデンウィーク前ぐらいにあったような気もするんですが、そこら辺りも含めて、今回あえて給食費の無償化に向けた理由というものを教えてほしいのと、もう一点、先ほどから質問あるような10万円の部分で、住民課のほうにお伺いしますが、補助金があるということでしたが、実際、システム改修費とか、また臨時雇い賃金で、それは補助要項の要件に入っているのか、仮にそんな1,000万給付するに当たって、少しでも経費を落とすことも、広い意味では国家の財政等への影響も考えられると思うんです。

あんまり自分の意見述べるのもどうかなと思うんですけど、この間、コロナ対応臨時交付金の事業等では、やはり10分の10の考え方の中で、ちょっと役場の中の工夫とか努力とか、また新しいアイデアをこういった事業を推進の中に取り込んでいたりする部分、またさらに言えば、役場の中での査定の甘さ等もちょっと若干感じられると思うんです。そこら辺りも踏まえて、少しでも経費を減らすために、いろいろ協議をされたのか、またその条件として、このシステム改修も含めて、せざるを得なかったんかとかの部分をお願いします。

○議長（美馬友子君） 石木教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（石木正昭君） 今、松田議員がおっしゃられましたように、ちょうど6月の会議のときに、高校生、ちょっと予算お願いしまして、小、中学校はというお話やったと思います。今回、まず、小、中学生というところで、小、中学生には、当然、平等と言ったらおかしいんですけど、もう公平にいうところ、の観点も踏まえております。

今、ちょっと議員おっしゃいましたが、この事業につきましても、コロナの交付金の活用を予定しておりますが、もう分かりやすかったら交付金の活用事例、給食費の免除が出てました。もう疑いない、そういったところも判断の一つになったところでございます。

また、こちらの予算ですが、例えば、商品券のときみたいに郵送料がかかるとか、そういうものでもなく、関係の費用といいますか、そこらも基本的にはそれほど考えなくてもいいのかなというところも判断の一つになったというところでございます。

以上でございます。

○議長（美馬友子君） 後藤住民課長。

○住民課長（後藤信之君） 補助金の経費につきましてでございますが、今回、計上しております分につきましては、全部補助対象になります。それで、経費の部分なんですけど、10分の10の補助があるということはもちろん判断の一つではありますが、国からの方針として、できるだけ早急に給付を行ってくださいという方針がございましたので、まあ、機械も導入して、会計年度任用職員さんも採用して、できるだけ早い時期の給付というものを考えまして、予算計上といたしました。

○7番（松田貴志君） ありがとうございます。教育委員会、分かりました。結局、もう一点だけ、商品券だったら地元への効果もあるのかなとか、ちょっと思ったんですけど、そこら辺り、郵送料のことを考慮してという説明で了解しました。

それで、もう一点、ざっくり割ったら1人4万円分ぐらいになるのかなと思うんですけど、そこら辺りの、ちょっとさっき答弁にはなかったんですけど、給食費という部分とまた現金という部分、保護者の方に関して、同じかも分からんけど、そこら辺りの部分に関しての検討はどうだったんかというの、もう一回聞かせてください。

住民課については、補助対象というもちろん分かっておるんですけども、さっきの

説明にあった90人分ですよね、非課税世帯入れたら。少しでも早くするに当たっての条件の中、条件というか、少しでも早くすることに対してはそのシステム改修はもう必須なんかどうかという部分と、この臨時、ある程度、現状のシステムで90名プラス10名の部分を拾い上げることができないのかという部分を、もう一回ちょっと答えてください。お願いします。

○議長（美馬友子君） 石木教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（石木正昭君） これ、ちょっとお答えになつとるかどうかなんですけど、高校生の関係者の方に対しては、やはりもうなかなか現金以外というのがなかなかなかった、商品券もあるんですけどね。取りあえず現金でさしてもらいました。小、中学生の関係につきましては、給食費でありますとか、給食費ぐらいかな、ちょっと現金かの、それぐらいの選択肢になるんですが、特に手続ですね。現金のほうでしたら申請いただいているいろいろあると思います。こちら給食費のほう、たしか申請はあるんですけど、保護者の方にできるだけ手続等で手間もかけていただかないと、また給食費ですので、基本的には確実に助成ができるかなと考えております。

そういったところを踏まえまして、高校生は現金という格好になりましたが、小、中学生は給食費の関係でということで決定をしたところでございます。

ちょっと答えになつてるかどうかになりますけど、以上とさせていただきます。

○7番（松田貴志君） ありがとうございます。

○議長（美馬友子君） 後藤住民課長。

○住民課長（後藤信之君） 対象が一応100件ということで見積もっておりますので、100件を手なり、目なりでというのは、ちょっとやっぱり正確性に不安があるというところございます。ですから、システムを改修しまして、機械プラス目で確認をしまして、正確、そして迅速な給付につなげたいと考えております。

以上です。

○議長（美馬友子君） 松田議員。

○7番（松田貴志君） 正確性の問題で、私聞きたかったんは、もう一回聞くと、今のシステムの中でその100人というのを拾い上げることができないのか、あえてこの100万余りのシステム改修料を計上する必要があるのかどうかという部分の積み上げ理由、予算の積み上げ理由としては、現状のシステムであかんかったかという部分を

ちょっと聞いてるんです。

○議長（美馬友子君） 後藤住民課長。

○住民課長（後藤信之君） 現状で、それは難しい、困難であろうかなという判断をしております。

○7番（松田貴志君） それは、業者さんがそういうふうに言いよるんですか、もしくは、それ役場の判断として、そういうふうに捉えてるんですか。

○住民課長（後藤信之君） システムを導入しないということになりますと、それをシステムなしでというのは困難だろうというふうな判断でございます。

○7番（松田貴志君） 現状でも、非課税世帯は町としても把握されてると思いますし、あえてそれをする必要性といたら、システム改修を、あまり細かいことまで聞いたらもちろん分かんと思うんで、なんですけど、ごめんなさい、わいの聞き方が悪いのかな。

○議長（美馬友子君） 国清議員。

○9番（国清一治君） 非課税世帯というのは、もう住民税の課税が終わっとるけん、4年度の非課税世帯でしょう。それ、税務課では数字つかんどるんじゃないですか。

○議長（美馬友子君） 藤井税務課長。

税務課長（藤井小百合君） 税務課の今のシステムでは、個人単位で管理をしておりますので、世帯として非課税世帯、課税世帯という情報は、税務課としてはデータにはございません。

○9番（国清一治君） そしたら、このデータ、こんなん入れたんはどっから取ってくる、やっぱり税務課から取ってくるんでしょう、税務の資料から。

○税務課長（藤井小百合君） はい。税情報を住民課のシステムのほうに提供はします。そちらのシステムで、世帯ごとに並べて判断をされているのだと思います。

○9番（国清一治君） 税務課では、分かんやな。

○税務課長（藤井小百合君） 税務課では、個人単位で管理をしておりますので、世帯としては、はい、できないです。

○9番（国清一治君） 分かりました。

○議長（美馬友子君） ほかにありませんか。

議案第2号について、ほかに質疑はありませんか。

質疑はないでしょうか。

国清議員。

○9番（国清一治君）　そもそもで聞くんやけど、このコロナ給付金の関係でな、これは国の4年度の補正予算が2兆7,000億円ですか、この関係が町村に下りてきとるんでしょう。これは、下りてきて、各課にこの対象になる事業ありませんかというんで、各課に振ってやってるんだと思うんやけど、そこらをちょっと教えてもらいたいんやけど、ほんで、それが何ぼ勝浦町で使えるんがあって、今回、出されとんも、これからも多分あるんだろうけど、そこらをちょっと財政のほう教えてくれへんで、私、一般質問に関係しますので。

○議長（美馬友子君）　中瀬総務防災課長。

○総務防災課長（中瀬弘晴君）　今回のコロナ臨時交付金総額でございますが、1億4,402万1,000円でございます。その内訳でございますが、令和3年度の本省繰越し9,546万7,000円と、コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分ということで4,855万4,000円という内訳でございます。そのうち、当初の事業で組んでいるもの、それから5月補正、それから6月補正、そして今回の7月補正をさせていただいた総額が1億4,402万1,000円というふうな事業となっております。

簡単ですが以上です。

○9番（国清一治君）　ほしたら、もし町村が望んだら、これ以上のことはあるって、これもう満額ですか。

○総務防災課長（中瀬弘晴君）　いえ、今回のコロナ交付金事業につきましては、こちらのほうで総額を全て充当しておるところでございます。

○9番（国清一治君）　ほな、7月会議で終わりちゅうことやな。

○総務防災課長（中瀬弘晴君）　今、確定している分については、そういったことになります。

○9番（国清一治君）　国から新たに出ん限りはないちゅうことやな。

○総務防災課長（中瀬弘晴君）　そういうことでございます。

○9番（国清一治君）　よく分かりました。

○議長（美馬友子君）　質疑はありませんか。

補正予算についての質疑はありませんか。

仙才議員。

○4番（仙才 守君） まだ水道が残っとんのですけれども、先、聞いときます。

こういう議案の中で、政策をいろいろと考えられて出てきとんだらうと思うんですが、私が興味があるのは、ほかにもいろいろ策がある中で、これが選ばれたんだらうと思うんです。そこのところを、今すぐでのうてもええんですが、開示してほしい。つまり、これをやりたかったけれども、こっちをやるためにできなんだとか、いろんな行政のやりたいことの中で選ばれた経緯があろうかと思うんですよ。

それは、可能ですか、つまり、これしかなかったちゅうことはないと思うんでね。そこに至る、興味があるって言ったらおかしいけれども、どんな策がいろいろあった中でこれが選ばれたのかということです。ちょっと言いよることおかしい。

○議長（美馬友子君） また、この件は改めて返事してもらいましょうかね。

○4番（仙才 守君） はい、それで結構です。

○議長（美馬友子君） 議案第2号についての補正予算での質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

大丈夫ですか。

それでは、続いて議案第3号について質疑はありませんか。

国民健康保険特別会計の補正予算でございます。

（「なし」の声あり）

○議長（美馬友子君） ないでしょうかね。

それでは、続いて議案第4号について質疑はありませんか。

笹議員。

○8番（笹 公一君） ちょっと確認だけしときたいんやけど、このマネジメントシートがあるんやけど、そこの財源が、これ一般財源が全部なくなって、その他になつてるんやけど、予算表の8ページでは一般財源も出るようになってんやけど、これ、どっちが正しいんですか。国と県のほうのほうで、予算書のページ、8ページでは、国県と、それと一般財源とになつとんやけど、財源が、そもそも、この事業はええと思うんですよ、これ非常にね。ただ財源をちょっと確認したいんで。マネジメントシートの財源と予算書の財源が違うんやけど、これは何か意味があって、こういうふう

になっとんですか。

○議長（美馬友子君） 大上上下水道課長。

○上下水道課長（大上誉司君） このマネジメントシートの財源でございますが、これは事業会計側のほうから見ましての一般財源、すなわちそれが水道料金、料金収入になります。

○8番（笹 公一君） その他ちゅうところは、これ、水道料金の話と。

○上下水道課長（大上誉司君） はい、ここのこれは、はい。

○8番（笹 公一君） 全部を財源、水道料金と同じ。

○上下水道課長（大上誉司君） 見込んでおりました水道料金入ってきませんので、その分を一般会計からの、一般会計補助金から頂くというふうになるということでございます。その他に入ってるという。

○8番（笹 公一君） ほんなら、今回でいうコロナの関係とか、そういう財源、これにはないということ、予算書のほうはあるようなつとで、予算書のほうが正しい、正しいというか、これの財源ちょっとどうなるんかだけ言うて、ほいだら、これマネジメントシートにこだわらんと、この3,300万円の事業に対して財源はどうですよというだけ、ちょっと言うてくれたら分かりやすいんやけど。

○議長（美馬友子君） 小休します。

午前10時51分 休憩

午後10時52分 再開

○議長（美馬友子君） 再開します。

大上上下水道課長。

○上下水道課長（大上誉司君） お答えいたします。一般会計のほうから、コロナの補助金ございますので、それを特別事業会計のほうに繰り出していただくようになります、100%。

○8番（笹 公一君） 今回のこの事業に対しては、コロナのほうの関係のやつで、全部いけるという話やね。

○上下水道課長（大上誉司君） 予定しております。

○8番（笹 公一君） 一般会計から出さんでもいけるということやな。

○上下水道課長（大上誉司君） コロナの交付金で、もう100%。

○8番（節 公一君） 交付金で全額できると。

○上下水道課長（大上誉司君） はい。

○8番（節 公一君） はい、はい。

○議長（美馬友子君） ほかにありませんか。

国清議員。

○9番（国清一治君） ちょっと心配することがあるんやけど、前は冬場やったわな。冬場で、今度、これ夏場やろ。今回、7月からの水道料金が変わるということで、かなり水の量使うと思うんです。場合によったら、畑のかん水にも使うかも分からんでしょう、思うんです、心配するわな。ほんで、これ、増えた場合、使用料金が増えた場合、見込みやな、多分、増えへんかいなと心配するやけど、ここは何か考えとんですか。今は、はっきり言って、かん水は畑総のほうが安いんですよ。水道使うてはかなわん、そやけど、水道と畑総がいつとう畑もあります、現実には何箇所もある、大分ある。ここの使った場合に、そこらは心配してないんですか。

○議長（美馬友子君） 大上上下水道課長。

○上下水道課長（大上誉司君） 前回、令和2年のときにも、同様の心配がございました。それで、令和2年度のときにも、同じような1割増しで計算させていただいたところ、冬場だったんもあると思うんですけど、この予算内で、98%ぐらいで収まったんですけれども、今回は、広報で周知するときにも、もちろん節水、事業紹介をすると同時に節水を啓発していきたいと考えておりますので、それで、昨年の実績の上に1割増ししておりますので、今のところ、料金的、予算的には大丈夫かなと考えております。

○議長（美馬友子君） 国清議員。

○9番（国清一治君） そしたら、この3,300万円は、これ全部コロナ交付金でくれるんですか。そしたら、もし、オーバーした場合に、これも交付金の対象になるんですか、一般財源でせないかん、この予算オーバーした場合。

○議長（美馬友子君） 大上上下水道課長。

○上下水道課長（大上誉司君） 予算よりオーバーした場合でございますが、そのときには、財政課とまた相談させていただいて、この予算の工面といたしますか、そちらのほうは相談していきたいと考えております。

○9番（国清一治君） 相談するけれど、補助金が増やせるという可能性もあるということやな。交付金のほうに補正でも増やせる可能性はあるということやな。そうせなんたら、これ3,300万円でプラス・マイナス・ゼロにしとんで、そこらが。

○議長（美馬友子君） 小休します。

午前10時56分 休憩

午後10時57分 再開

○議長（美馬友子君） 再開します。

寺尾企画交流課長。

○企画交流課長（寺尾由美君） コロナの交付金の取りまとめをしているんですけども、これまで2年間の実績を見ましても、ほかの工事とか、そういう請差とかもありまして、多少変動があります。実績に基づきますと、やはり余った分は振り分けができるので、交付金のほうの充当ができます。ただ、今回、この水道とかに関しましては、ちょっと積算が非常に難しいこともあるので、もしどうしても足りない場合には一般財源にならざるを得ないのかと考えております。ただ、今までの経過から見ますと、交付金のほうが、若干ほかのところで余裕が出ることがあるので、もし、そういった場合は対応が可能かと思えます。

○9番（国清一治君） はい、分かりました。

○議長（美馬友子君） ほかにありませんか。

ないでしょうか。

（「なし」の声あり）

それでは、以上で詳細質疑を終了いたします。

お諮りします。

議案第2号から議案第4号までを第二読会に付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美馬友子君） 異議ありませんので、議案第2号から議案第4号までを第二読会に付することに決定いたします。

~~~~~

次に、日程第8、報告第1号及び、日程第9、報告第2号の専決処分の報告についてを一括して議題といたします。

これより第一読会を開きます。

野上町長から、報告第1号及び報告第2号を一括して趣旨説明を求めます。

野上町長。

○町長（野上武典君） 報告第1号、報告第2号につきまして御説明させていただきます。

2件とも、損害賠償額の決定に関する専決処分の報告でございます。いずれも地方自治法第180条第1項の規定による町長の専決処分事項の指定により、専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定に基づき、議会に報告するものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明をいたさせますので御審議いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（美馬友子君） 町長の説明が終わりました。

続いて、報告第1号及び報告第2号について詳細説明を求めます。

海川建設課長。

○建設課長（海川好史君） 報告第1号、専決処分の報告について、地方自治法第180条第1項の規定による町長の専決処分事項の指定に基づき、次のとおり専決処分したので同条第2項の規定により報告をいたします。

専決第6号、専決処分書、地方自治法第180条第1項の規定による町長の専決処分事項に基づき、損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分しております。

1、損害賠償の額5万556円、これは全額車両の修理費でございます。2、相手方、勝浦町在住1名。3、事故の概要、令和4年5月25日午後2時20分頃、職員が勝浦町大字棚野字鴻畑1番2地先町道勝中通学線沿道の草刈作業をしていたところ、草刈機の刃が小石を跳ねて通行中の相手方車両に当たり、破損したものでございます。令和4年6月15日。

以上が専決処分報告第1号の内容でございます。

続きまして、報告第2号でございます。

専決第7号、専決処分書、地方自治法第180条第1項の規定による町長の専決処分事項の指定に基づき、損害賠償額の決定について、次のとおり専決処分しております。1、損害賠償の額22万円、これにつきましては、車両の修理費用として19万

8,000円、代車費用として2万2,000円。2, 相手方勝浦町在住1名。3, 事故の概要でございますが、令和4年6月14日午後4時30分頃、相手方が勝浦町大字棚野字口立川80番地先の町道棚野立川線において、路面の落石を取り除くために停車していたところ、山腹からの落石があり、車両が破損したものでございます。令和4年6月29日。

以上が専決処分報告第2号の内容でございます。

以上です。

○議長（美馬友子君） 以上で詳細説明は終わりました。

報告2件について、質疑はありますか。

相原議員。

○2番（相原喜久男君） 報告第2号について、ちょっと1点質問あります。これ、事故の概要ということで、路面の落石を取り除くためについてあるんですけど、この町道の落石取り除くというのは、町の依頼でやってたんでしょうか、それとも、この相手方が自主的に取り除いてたんでしょうか。その二次災害として、上から石が落ちてきたというふうになってるんですけど、その点いかがでしょうか。

○議長（美馬友子君） 海川建設課長。

○建設課長（海川好史君） 通行車両が、山腹からの落石が路面上にあったということで通行するのに支障があるということで、小石を山側に取りのけていただいていたときに、山腹からの音があつて、避難したところ、車道に落ちてきた石が車両に当たったということを聞いております。

○議長（美馬友子君） 相原議員。

○2番（相原喜久男君） ということは、自主的に取り除いていただいていたという認識で、道路の管理者としての、この町の責任で保証するのはやむを得ないんですけど、こんな危ないところはあるんでしょうか、最後をお願いします。

○議長（美馬友子君） 海川建設課長。

○建設課長（海川好史君） 棚野立川線につきましては、天候、雨天の後等については、場所によっては落石が継続しておるといった状況がございますので、そういった場所については、注意喚起のために、落石に注意というような形での看板設置により注意喚起をしておるといったようなところが現状というところですよ。

○議長（美馬友子君） 相原議員。

○2番（相原喜久男君） ぜひ、区長会またあると思うんで、こういう事例はやはり危ないところあったら区長に出してもらおうと、ぜひそれをお願いしたいと思います。ほんでだから、どこの区でこういうことがあるか分からんで、ぜひお願いしたいと思います。回答は結構です。

○議長（美馬友子君） 松田議員。

○7番（松田貴志君） この際、教えてほしいんですけど、今、ちょうど相原さんが聞かれた部分で、保険のほうで対応されると思うんですけど、その場合に、今回車両事故のみで終わったんですけど、仮に人身等に被害があった場合も、ある程度今の保険で無制限でいけるのかどうか、実際この費用対効果のところ、費用対効果という言い方がいかに、合うとるかどうかは別にして、やっぱり町内の落石を全て防ごうと思ったら、幾らお金あっても足らんとするんですけど、そこら辺りがカバーされているのかどうかと、もう一点が、道路自体が町有としても、その山というのは私有地と思うんですよね。その私有地の斜面での管理まで、市町村がやっぱり責任を持たないかんと解釈でいいのかどうか、その2点お願いします。

○議長（美馬友子君） 海川建設課長。

○建設課長（海川好史君） まず、1点目が保険の話、町村会の相互賠償保険という形で町は保険に入っておるということで、一般的にこういった場所的な部分については、保険会社に相談して、保険会社のほうで過失割合なりというものを判断していただけるということになってます。それで、車両以外の人身についても同様かと考えてます。人身傷害があったとしても、そういうふうと考えてます。

それから、民地内からの落石なりというようなことでございますけれども、道路区域以外の民地からの落石については、基本的には道路管理者として、そういったことがある程度予測される場合については、やはり責任が出てくるのではないかなというふうに考えます。ただ、どこからどこまでが管理者、町道管理者なり、民地の所有者なりの責任分野というのは、それぞれの場合によって、それぞれで判断していくべきことになるんだろうと思いますので、一概にちょっと難しいのかなというところで

○7番（松田貴志君） さっき相原さんも言われたように、取りあえずの、よう落ち



できようとして、多分、地域住民の方は把握されてると思うんで、そこら辺りもきっちり町としては把握する中で、こういった部分の対応もしてほしいですし、やはりどこまでも行政がするという部分も難しいと思うんで、管理ができていないところとかに関しては行政からしっかりと、それこそ木の伐採も含めてやけど、きちっと対応するような問合せみたいななんも必要なんかなと思うんで。幾ら保険が全部、保険でいけるって言うところで、やっぱ瑕疵という部分はやはり行政のほうにかかってくると思うんで、そこはきちっと、今回のこういった事例を参考に、今後の対応に反映させてほしいと思います。はい、ありがとうございます。

○議長（美馬友子君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑はないようですので、以上で2件の報告は終了いたしました。

~~~~~

次に、日程第10、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りします。

議員派遣については、お手元に配布のとおり派遣することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美馬友子君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり派遣することに決定いたしました

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

次の会議は、25日午前9時30分から再開いたします。

これにて散会いたします。

午前11時11分 散会

以上会議の顛末を記し相違ないことを証するためにここに署名する。

勝浦町議会議長

勝浦町議会議員

勝浦町議会議員